

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第28号

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(免税軽油の引取り)</p> <p>第50条 法第144条の21第1項（法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、当該免税証に<u>記名押印</u>の上、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。</p> <p>附 則 (種別割の税率の特例)</p> <p>24 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車（<u>附則第30項</u>において「天然ガス自動車」という。）、施行規則附則第5条第1項に規定する自動車（<u>附則第30項</u>において「メタノール等自動車」という。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車（<u>附則第30項</u>において「電力併用自動車」という。）並びに第53条第1項第1号イに規定する自家用の乗用車（以下「自家用の乗用車」という。）、同項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス、同項第5号イに規定する自家用のキャンピング車（以下「自家用のキャンピング車」という。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第53条第1項及び第3項の規定の適用に</p>	<p>(免税軽油の引取り)</p> <p>第50条 法第144条の21第1項（法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、当該免税証に<u>その氏名又は名称を記載した上</u>、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。</p> <p>附 則 (種別割の税率の特例)</p> <p>24 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車（<u>附則第32項</u>において「天然ガス自動車」という。）、施行規則附則第5条第1項に規定する自動車（<u>附則第32項</u>において「メタノール等自動車」という。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車（<u>附則第32項</u>において「電力併用自動車」という。）並びに第53条第1項第1号イに規定する自家用の乗用車（以下「自家用の乗用車」という。）、同項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス、同項第5号イに規定する自家用のキャンピング車（以下「自家用のキャンピング車」という。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第53条第1項及び第3項の規定の適用に</p>

については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成20年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(表略)

- 26 電気自動車、法附則第12条の3第2項第2号に規定する天然ガス自動車（附則第28項において「平成21年基準天然ガス自動車」という。）、同項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車（附則第28項において「充電機能付電力併用自動車」という。）、同項第4号に規定するガソリン自動車、同項第5号に規定する石油ガス自動車及び同項第6号に規定する乗用車（附則第28項において「平成21年基準軽油乗用車」という。）に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあっては令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車又は自家

については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(表略)

- 26 電気自動車、法附則第12条の3第2項第2号に規定する天然ガス自動車（附則第28項において「平成21年基準天然ガス自動車」という。）、法附則第12条の3第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車（附則第28項及び第29項において「充電機能付電力併用自動車」という。）、法附則第12条の3第2項第4号に規定するガソリン自動車、同項第5号に規定する石油ガス自動車及び同項第6号に規定する乗用車に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあっては、令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

用のキャンピング車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

- 27 法附則第12条の3第3項第1号に規定するガソリン自動車及び同項第2号に規定する石油ガス自動車に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

- 28 電気自動車、平成21年基準天然ガス自動車、充電機能付電力併用自動車及び平成21年基準軽油乗用車のうち、自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車に対する第53条第1

(表略)

- 27 法附則第12条の3第3項第1号に規定するガソリン自動車及び同項第2号に規定する石油ガス自動車（それぞれ前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては、令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

- 28 電気自動車、平成21年基準天然ガス自動車及び充電機能付電力併用自動車のうち、自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車に対する第53条第1項の規定の適用について

項の規定の適用については、当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和5年度分の種別割に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

は、当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和5年度分の種別割に限り、附則第26項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

29 電気自動車、法附則第12条の3第5項第2号に規定する天然ガス自動車、充電機能付電力併用自動車、同項第4号に規定するガソリン自動車、同項第5号に規定する石油ガス自動車及び同項第6号に規定する軽油自動車（それぞれ自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和4年度分の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和5年度分の種別割に限り、附則第26項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

30 法附則第12条の3第6項第1号に規定するガソリン自動車、同項第2号に規定する石油ガス自動車及び同項第3号に規定する軽油自動車のうち、営業用の乗用車又は営業用のキャンピング車（それぞれ前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第53条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車又は当該営業用のキャンピング車が令和3年

	<p><u>4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和4年度分の種別割に限り、当該営業用の乗用車又は当該営業用のキャンピング車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和5年度分の種別割に限り、附則第27項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>
<u>29</u> (略)	<u>31</u> (略)
<u>30</u> (略)	<u>32</u> (略)
<u>31</u> (略) (狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出)	<u>33</u> (略) (狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出)
<u>32</u> (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)	<u>34</u> (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)
<u>33</u> (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)	<u>35</u> (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)
<u>34</u> (略)	<u>36</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の静岡県税賦課徴収条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。